情報なんぶ

令和2年5月21日発行

南部町行政だより 第203号

総務課 電話66-3112

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / soumu@town.nanbu.tottori.jp

■ 特別定額給付金(新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策)の申請について ■

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策として、基準日(令和2年4月27日)に住民基本台帳に記録されている者に対し、一律10万円が給付されます。

感染拡大防止の観点から、以下の2種類による申請にご協力ください。

【申請方法】

①郵送による申請	5月7日~9日にかけて、各世帯主様宛に申請書を郵送しておりま
	す。同封しております返信用封筒を使用し、返送してください。
	申請には申請者(世帯主)の本人確認書類及び振込先金融機関口座確認
	書類の写し が必要です。役場に登録がしてある口座を利用される場合は
	口座の写しは必要ありませんが、それ以外の口座の場合は必ず写しをつ
	けてください。なお、電話による登録口座の問い合わせにはお答えでき
	ませんのでご了承ください。
②マイナポータルに	オンライン申請を行う場合は、以下の準備が必要になります。
よる申請	・申請者(世帯主)のマイナンバーカード
(マイナンバーカー	・マイナンバーカードの読取対応スマートフォン
ドをお持ちの方)	またはパソコン+ICカードリーダ
	・マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号(英数字6桁~16桁)
	・振込先口座の確認書類
	・マイナポータルAP(アプリ)の検索、インストール
	詳しくは、https://myna.go.jp をご確認ください。

【支払予定日】

第1回支払日 5月15日(金) ※マイナポータルによる申請者のみ

第2回支払日 5月22日(金)

以降は、毎週金曜日で締切り、翌水曜日に支払を行います。

なお、支払における決定通知、支払通知は送付いたしません。

【申請締切】 8月11日(火)消印有効

【問い合わせ先】 町民生活課特別定額給付金係

7 ① 0 8 0 - 8 9 8 4 - 4 4 1 2 ② 0 8 0 - 8 9 8 4 - 4 4 1 3

3080-8984-4414

■ 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金の支給について ■

給与等の支払いを受けている被用者で南部町国民健康保険の加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から給与等の全部又は一部を受けられない場合に傷病手当金が支給されます。

支 給 期 間	労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数
支 給 額	(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数
支給適用期間	令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

※支給を希望される方は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

【問い合わせ先】 町民生活課国民健康保険室(法勝寺庁舎) ☎66-3116

■ 国民年金保険料の特例申請が可能です! ■

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方は、国民年金保険料の特例申請が可能です。

【対象となる方】

以下の①及び②のいずれにも該当する方が対象となります。

①収入の減少が新型コロナウイルス感染症の影響によること

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われるなど収入が減少したこと ②収入の減少により相当程度まで所得低下の見込まれること

- ①の収入の減少により、令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込み等が、国民 年金保険料の全額免除、一部免除、納付猶予に該当する水準になることが見込まれること。
- ※免除の判定においては、令和2年2月以降の任意の月における収入額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除して推計するなどにより行います。
- ※被保険者本人及び配偶者・世帯主についても同様の要件を満たすことが必要です。(20歳以上50歳未満の方が対象となる納付猶予については、申請者及び配偶者が要件を満たすことが必要です。) 学生納付特例の臨時特例措置も受付を開始しています。詳しくは下記まで問い合わせください。

【対象期間】 令和2年2月分から6月分まで

※令和2年7月分以降は7月以降に改めて申請が必要です。

【申請に必要なもの】 ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書

②所得の申立書 (臨時特例用の簡易な所得見込額の申請書)

※日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。

【提出・問い合わせ先】 町民生活課(天萬庁舎)☎64-3781(法勝寺庁舎)☎66-3114

日本年金機構米子年金事務所 34-6111

※感染拡大防止の観点から、郵送での提出をご活用ください。

■ マイナンバーカードの交付および電子証明書の更新について

マイナンバーカードの電子証明書関係手続き(暗証番号の再設定や発行・更新)の急増により、全国的にサーバーの混雑とシステム処理遅延が生じており、処理が止まり手続きが中断する状況が続いています。

現状では来庁していただいても即日お手続きができない可能性があります。

お急ぎでないものについては可能な限り後日来庁していただきますようお願い申し上げます。

○当面の間マイナンバーカード交付期限を延長します。お受け取りは交付期限後も可能です

マイナンバーカードを申請された方には、約1~2か月ほどで受け取りのご案内「個人番号カード交付通知書」(通知ハガキ)を送付していますが、そのなかに記載しています受け取り期限についてはこの期限を過ぎた場合でもマイナンバーカードを交付いたしますので、お急ぎでない場合は来庁時期をご検討ください。

○電子証明書の更新は有効期限後も可能です

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限を迎える方には、地方公共団体情報システム機構より電子証明書の更新に関するお知らせが送付されていますが、有効期限が過ぎた後でも無料で新しい電子証明書を発行することが可能です。

※電子証明書の有効期限を過ぎた場合、電子申告等の電子証明書を利用したサービスがご利用いただけなくなりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】 町民生活課 (天萬庁舎) 2664-3781 (法勝寺庁舎) 2666-3114

■ 南部町高齢者等運転免許証自主返納事業を開始します ■

南部町では、70歳以上の方 又は 身体障害者手帳等をお持ちの方が自主的に運転免許証を返納された場合に、次の2つを給付する事業を5月1日から始めています。

要件を満たされている方が既に自主返納をされている場合も対象となりますのでお問い合わせください。

【 内 容 】 ①ふれあいバスの1年間無料パス

②日ノ丸バス回数乗車券を1万円分または町内事業者の福祉タクシー利用券1万円分 ※申請があった際に同居している配偶者の方が運転免許を持っていなかった場合、配 偶者の方にも給付を行います。

【 必 要 書 類 】 運転経歴証明書の写しまたは運転履歴・返納が確認できる書類

【申込方法】 下記問い合わせ先へ、電話でお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面は電話での申込受付とし、 後日担当者が特典をご自宅までお届けします。

【問い合わせ先】 町民生活課(法勝寺庁舎) ☎66-3114

■ 金田川ホタルの里鑑賞会は中止します ■

まもなく金田川でホタルの観賞期間を迎えますが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 ホタルの里観賞会は中止といたしますので、来場は自粛していただきますようお願いします。

例年開催しております南部町観光協会・あいみ富有の里地域振興協議会・金田いきいきサロン・金田子 ども会の出店もありません。

【問い合わせ先】 企画政策課 ☎66-3113

■ 「米やカフェ」開催のお知らせ ■

介護にかかわる方々のほか、地域のどなたでも自由に参加できる集いの場「認知症カフェ」を開催しま す。介護についての個別相談もできます。

お気軽にお立ち寄りいただき、飲み物やお菓子などお楽しみいただけます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止にさせていただく場合があります。

【 日 時 】 6月16日(火) 午前9時30分~11時30分 ※ご都合に合わせてご参加ください。 ※参加申し込みは不要です。

【 場 所 】 えん処 米や (法勝寺旧道 法勝寺駐在所隣)

【参加費】 100円(茶菓代)

【 内 容 】 6月のイベントとして、「本笹巻作り」を予定しています。

【 そ の 他 】 この「米やカフェ」は、ボランティアで運営されています。

一緒にボランティアしていただける方も募集しています。

【問い合わせ先】 南部地域包括支援センター(健康福祉課) ☎66-5524

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ **■**

認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。介護についての日頃の思いを話し合い、仲間づくりやリフレッシュをする会です。

毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、認知症について勉強をしたり、介護についての相談・助言を受けることができます。

※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止にさせていただく場合があります。

【 日 時 】 6月19日(金) 午前10時~正午

※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【 場 所 】 健康管理センターすこやか

【参加費】 100円(茶菓代)

【問い合わせ先】 南部地域包括支援センター(健康福祉課) 2566-5524

■ 戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金の請求について ■

戦没者等のご遺族に対し、第十一回特別弔慰金が支給されます。

【 受 給 要 件 】 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいないこと

【請求期間】 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

【請求窓口】 町民生活課(天萬庁舎または法勝寺庁舎)

【問い合わせ先】 町民生活課(天萬庁舎) ☎64-3781